

令和2年2月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I	令和2年度主要施策の概要	1
II	提出予定案件	
1	一般会計予算・特別会計予算	
(1)	歳入歳出予算	10
ア	総括表	10
イ	課別主要事項説明	12
(2)	債務負担行為	24
2	その他の議案等	
(1)	条例案	25

I 令和2年度主要施策の概要

(危機管理部)

1 未知なる災害を迎え撃つ「強靱とくしま」の実装

(1) 迅速かつ円滑な復旧・復興

① 事前復興の推進

大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を実現するため、「徳島県復興指針」に基づき、復興プロセスの理解促進、復興議論の喚起及び意識醸成を図り、事前復興の取組みを推進する。

② 地域継続の推進

県内企業等におけるBCP（事業継続計画）の実効性向上に加え、相互連携・補完体制の整備、意識醸成を図るシンポジウムの開催などにより、地域継続の取組みを推進する。

(2) 県土強靱化の加速

① 「とくしまゼロ作戦」の加速

南海トラフ巨大地震等における「死者ゼロ」の実現とあらゆる災害における「被害の最小化」を図るため、市町村の「国土強靱化地域計画」に位置付けられた防災・減災対策に対して、重点的に支援する。

ア 長期停電に備えた非常用電源設備の整備を支援する。

イ 避難路や避難場所などの整備や危険なブロック塀の解体・撤去及び改修を支援する。

ウ 土砂災害警戒区域外での指定緊急避難場所や指定避難所の整備を支援する。

エ 避難所となる施設の天井など非構造部材の耐震化を支援する。

オ 「徳島県災害時快適トイレ計画」を踏まえた、避難所等における快適なトイレ環境の整備を支援する。

カ 孤立化が想定される集落の通信手段を確保するため、衛星携帯電話や衛星Wi-Fiルーター等の整備を支援する。

キ 大規模な水害、土砂災害時における住民の安全な避難体制を確立するため、安全避難計画の作成を支援する。

- ク 大規模地震発生時における火災の被害を軽減するため、住宅の出火防止対策に重点を置いた普及啓発を支援する。
- ケ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対策の普及啓発を支援する。
- コ 市町村からの事業提案による先進的な防災・減災対策を支援する。

② 「戦略的災害医療プロジェクト」の展開

災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、平時と災害時とのつなぎ目のない災害医療体制の連携強化を図る。

ア 災害医療力の強化のため、各圏域における応援・受援体制を強化するとともに、災害医療を担う人材を育成する。

イ 要配慮者支援の強化のため、避難所における在宅酸素療法専用スポットを整備する。

ウ 避難環境を向上させるため、避難所の設置・運営に国際基準を取り入れた研修を実施するとともに、災害時におけるトイレの快適化を推進する。

③ 消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

県民の安全・安心の確保を図るため、消防防災ヘリコプターの的確な運航管理を実施するとともに、航空隊事務所の津波浸水対策として止水板を設置し、災害対応力を強化する。

④ 災害対策本部の機能強化

南海トラフ巨大地震等の大規模発生時に、万代庁舎が被災した場合のバックアップとして、徳島中央警察署新庁舎を「災害対策本部の代替機能」として位置づけ、防災行政無線や映像機器などを整備する。

(3) 応援・受援体制の確立

① 防災訓練等の実施

災害時における防災関係機関相互の連携や広域的な応援体制の充実強化を図るため、近畿2府7県の参加により本県で開催される「近畿府県合同防災訓練」や防災図上訓練等を実施する。

② 徳島県災害マネジメント総括支援員制度による体制整備

応援・受援体制の一層の強化を図るため、県・市町村職員を対象とした実践的な研修により、被災市町村の災害マネジメントを総括的に支援できる人材を養成するとともに、研究機関と連携した災害対応業務の標準化を推進する。

③ 災害対応研修の実施

全庁的な職員の防災意識や災害対応スキルの向上を図るため、階層別職員研修において危機管理講座を実施する。

(4) 地域防災力の強化

① 消防広域化の推進

住民サービスの向上や消防体制の基盤強化等を図るため、市町村の意見や地域の特性等を踏まえながら、消防の広域化を推進する。

② 消防団の活性化

ア 地域防災の要となる消防団の充実強化を図るため、女性や学生、アクティブシニア等多様な人材の活用や事業所への積極的な働きかけを通じ、消防団員の確保と活動の活性化を推進する。

イ 地域防災の新たな担い手として、女性の活躍を推進し、地域防災力の向上につなげるため、全国から約3,000人が一堂に会する「全国女性消防団員活性化徳島大会」を開催する。

③ 住民主体の避難所運営の推進

ア 避難所における良好な生活環境を確保するため、健康被害対策に重点を置いた避難所運営訓練を実施する。

イ 住民主体の避難所運営体制づくりを促進するため、市町村が自主防災組織をはじめとする地域の様々な主体と連携した運営体制の構築を支援する。

④ 防災人材の育成と防災意識の向上

- ア 県民が様々な地域や立場で防災活動に取り組めるよう、実践力を備えた防災士の養成や活躍・交流の促進などにより、地域の防災リーダーとなる人材を育成する。
- イ 「防災生涯学習」を推進するため、学校・地域における防災教育・防災活動を支援する。
- ウ 県民、事業者、行政が参画する「とくしま地震防災県民会議」を核として、「とくしま防災フェスタ」の開催やFCP（家族継続計画）の普及促進など、地震・津波を迎え撃つ県民運動を展開する。

⑤ 防災館の活用

県南部・県西部の防災拠点である南部防災館及び西部防災館の平時・災害時のリバーシブルな活用を推進する。

ア 南部防災館

県南の広域防災活動における中核施設として、適切な管理運営を行うとともに、平時には防災啓発に活用し、発災時は、救助・救出拠点として活用する。

イ 西部防災館

西部健康防災公園の中核施設として、施設の適切な管理運営を行うとともに、平時は県民の防災啓発や健康増進、発災時は、防災関係機関の集結や物資集積の拠点として活用する。

(5) 危機事象への対応

- ア テロや武力攻撃、新型インフルエンザ、家畜伝染病などあらゆる危機事象に対し、組織的な対応体制を確立するため、「徳島県危機管理対処指針」に基づき、各種訓練を実施する。
- イ 危機事象発生時・災害時の情報伝達や共有を確実・効率的に図るため、「すだちくんメール」や「災害時情報共有システム」等を活用した研修・訓練を実施する。

2 とくしま消費者行政・消費者教育の飛躍

(1) 新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着

① 相談体制の充実・強化

高度で専門的な消費者相談に対応するため、県下全域の相談員のレベルアップや核となる県消費者情報センターの体制強化、市町村消費生活センターとの連携・支援体制の充実を推進する。

② 消費者教育の推進

ア 成年年齢の引下げに伴い、若年者への消費者教育の重要性が一層高まっていることから、徳島ならではの小・中学生向け消費教育教材の活用促進や特別支援学校版教材等を作成し、消費者教育の充実を図る。

イ 消費者まつり等の啓発活動において、「エシカル消費」や「消費者志向経営」の普及・定着を図り、持続可能な消費者市民社会の構築を目指す。

③ 見守りネットワーク活動の推進

高齢者等の消費者被害を防止するため、専門的な知識を持った「見守りアドバイザー」による研修会を通じ、「見守りコーディネーター」の資質向上や見守りネットワーク活動の活性化を推進する。

④ エシカル消費の推進

県内でのエシカル消費の認知度を向上させるため、イベント等の開催やエシカル消費自主宣言事業者等を拡大する。

⑤ 消費者志向経営の推進

消費者志向経営を推進するため、認知度調査を実施し、県内での浸透状況を確認するとともに、動画を用いた広報啓発活動を展開し、更なる普及・拡大を目指す。

⑥ 公益通報窓口設置の推進

公益通報者保護制度の周知を図るため、事業者団体に「公益通報者保護制度推進員」を設置し、県内事業者・団体での内部通報窓口の設置支援や研修等を実施するとともに、設置済みの窓口の実効性を確保するための取組みを推進する。

⑦ 子どもの事故防止対策の推進

関係者ネットワーク会議等と連携した親子対象イベントや動画配信を通じ、子どもの事故防止に向けた効果的な啓発を行う。

(2) 国際連携ネットワークの推進と世界展開

① 徳島ならではの「国際連携ネットワーク」の推進

- ア G20消費者政策国際会合をレガシーとして、令和2年度に開設される「消費者庁新未来創造戦略本部」と連携し、徳島ならではの「国際連携ネットワーク」を活用した情報発信に取り組む。
- イ 広く県民が参加できる「国際会議」を開催し、国際的な視点を踏まえた持続可能な消費者行政・消費者教育を推進する。

3 誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

(1) 食の安全安心の実現

① 食品衛生管理の向上

- ア 食中毒の発生防止と衛生管理の向上を図るため、食品衛生協会と連携し、「HACCPアドバイザー」を育成するとともに、相談窓口を設置し、中小規模事業者のHACCP導入支援を強化する。
- イ 食品衛生法改正により見直された営業許可制度及び創設された営業届出制度について、令和3年6月の施行に向け、制度の周知や適切な対応を行うよう指導等を行う。
- ウ 県産食品の安全性を確保し、高付加価値化による国内外への販路拡大につなげるため、農林水産部や食品事業者団体等と連携し、「徳島県HACCP認証」の普及を推進する。

- エ 食中毒事故の発生防止と食品の安全対策を推進するため、「徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、施設への監視指導を行うとともに、輸入食品を含めた県内に流通する食品の残留農薬等の検査を実施し、安全性の確保と県民の食に対する不安解消に努める。
- オ シカ・イノシシ等の野生鳥獣肉の安全性を確保するため、衛生的な処理を行う処理加工施設の「衛生管理認証」を行うとともに、病原体の保有状況等の検査・調査を実施する。
- カ 公衆衛生分野の獣医師確保対策として、インターンシップ支援事業や獣医師修学資金貸与等事業を実施する。
- キ 食肉輸出に対応した高度な知識を有する「指名検査員」を養成し、食肉衛生管理の高度化を推進する。

② 食品表示の適正化

- ア 令和2年4月から「新しい食品表示制度」に完全移行するため、「食品表示適正化推進員」のスキルアップや「食品表示Gメン」との連携により、食品表示の適正化に向けた監視・指導体制を強化する。
- イ 食品の産地偽装を抑止するため、県内外の「食品表示Gメン」と連携した買い上げ調査を行うなど、科学的産地等判別分析を効果的に運用する。
- ウ 事業者が新たな表示制度を正しく理解し適正表示を行うため、各保健所と連携した「食品表示制度講習会」の開催や、徳島ご当地食品の表示マニュアルを作成する。
- エ 食品のトレーサビリティの確保やその情報提供等、積極的な事業者の取組みをケーブルテレビ番組として広く情報発信し、事業者のイメージアップや食品の信頼性向上を図る。
- オ 食品の表示や安全性を正しく理解し、消費者自らの健康づくりや適切な消費活動に活用できる人材を育成するため、消費者庁と連携して「新未来創造プロジェクト」を継承・深化させた消費者教育を展開する。

(2) 安全安心な生活環境の実現

① 生活衛生関係営業の発展

- ア 県民の生活衛生水準の維持向上を図るため、理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係営業者の衛生水準の向上や生活衛生関係業界の健全な振興を支援する。

イ 生活衛生関係業界の担い手を確保し、業界の更なる活性化を図るため、県内教育機関と連携した出前事業の開催など業界の魅力発信を通じ、後継者の育成を支援する。

② 水道の基盤強化等の促進

- ア 水道事業者に対し、経営基盤の強化や施設の強靱化を促進するため、国の補助金・交付金制度の有効活用や広域連携の取組みへの助言・指導を行う。
- イ 安全で良質な水道水の安定的な供給確保を図るため、水質検査機関や水道事業者と協力し、水質検査方法の信頼性や妥当性の確認を行うとともに、水質汚染などの情報共有を図る。

③ 交通事故対策の推進

- ア 県民の交通安全意識の高揚を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動の展開や、年間を通じた継続的な広報・啓発、毎月街頭交通安全キャンペーン等を実施するとともに、県民自身で事故防止に向けた目標を定める「交通安全自主宣言（仮称）」の取組みを推進する。
- イ 高齢者の交通事故を防止するため、「高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチーム」において事故防止対策を企画するとともに、夜間の反射材着用の推進や運転免許自主返納者サポート事業を拡充する。
- ウ 交通安全思想の普及と交通事故防止のため、シートベルトの「全席着用」や「早めのライト点灯」を推進する交通マナーアップモデル事業所の普及を推進する。

④ 再犯防止対策の推進

県民誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「徳島県再犯防止推進計画」の策定を機に、関係者が一堂に会して情報交換などを行う会議を開催するとともに、再犯防止施策の重要性について県民に広く周知する。

(3) 人と動物の共存社会の実現

① 動物愛護及び適正管理の推進

- ア 譲渡交流拠点施設「きずなの里」において、地域で活躍するボランティアリーダーの育成を行い、ボランティアと連携した県内外への譲渡の推進を図るとともに、マイクロチップ等の所有者明示による返還の推進、適正飼養の徹底による収容頭数削減等により「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」を目指す。
- イ 譲渡交流拠点施設「きずなの里」を活用し、犬・猫とのふれあいによる体験型教室を通じた愛護意識の定着を図る。
- ウ 市町村適正管理推進モデル支援事業として、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を推進する。
- エ 認定された災害救助犬の活動支援と継続訓練を通じ、他の認定機関の認定を促進するとともに、引き続き、新たな災害救助犬やセラピー犬等の育成とスキルアップを行う。

② 動物由来感染症対策の推進

人・動物への感染防止による「One Health (ワンヘルス)」実現を目指すため、医療・獣医療機関や、近隣県、大学、研究機関との連携を強化し、動物の検査・診断体制の整備と情報共有を図り、「動物由来感染症ネットワーク・徳島モデル」を構築する。

II 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比較		財 源 内 訳								
			増減 A - B	率 A/B×100	特 定 財 源								一 般 財 源
					国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債	
危機管理課	1,472,675	1,486,370	△13,695	99.1	14,000			1,059		300	2,350		1,454,966
とくしま ゼロ作戦課	783,731	828,109	△44,378	94.6	27,500		1,651	5,048		540	299,777	249,000	200,215
消防保安課	336,565	250,110	86,455	134.6			19,794					88,000	228,771
消費者くらし 政策課	331,487	364,010	△32,523	91.1	96,165		103	3,476		28,445			203,298
安全衛生課	885,921	810,040	75,881	109.4	394,650		119,374		1,250	6,030	7,000		357,617
計	3,810,379	3,738,639	71,740	101.9	532,315	0	140,922	9,583	1,250	35,315	309,127	337,000	2,444,867

特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		財 源 内 訳			
				増減 A - B	率 A/B×100	特 定 財 源			
						諸 収 入	繰 入 金	繰 越 金	県 債
安 全 衛 生 課	都市用水水源費 負担金特別会計	37,201	37,613	△412	98.9	37,201			
合 計		37,201	37,613	△412	98.9	37,201			

イ 課別主要事項説明
危機管理政策課
一般会計

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
一般管理費	192,444	178,956	13,488	107.5	① 給与費 21人 (192,444)	(178,956)
企画総務費	16,505	16,375	130	100.8	① 給与費 2人 (16,505)	(16,375)
防災総務費	755,389	745,339 (748,859)	10,050 (6,530)	101.3 (100.9)	① 給与費 72人 (651,794) ② 防災対策指導費 (28,656) 県民の生命、財産を自然災害等から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費 ア ⑧「事前復興」推進事業 8,000 イ 災害マネジメント力向上事業 4,800 11,300 ウ 災害対応力強化推進事業 3,875 3,875 エ 「地域継続」推進事業 1,385 1,000 オ 防災情報システム活用費 1,836 1,000 ③ 防災センター運営費 (45,465) (52,601) 防災人材育成センターの防災啓発に要する経費 ア 防災センター管理運営事業 25,181 29,840 イ 地域防災活性化「防災リーダー」育成強化事業 9,258 9,258 ウ 県民防災力強化啓発推進事業 2,732 2,732 エ 「自分の命は自分で守る」県民運動推進事業 1,500 1,500	(748,859)

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
防災総務費				%	オ 防災生涯学習推進事業 2,882 5,109 カ 「防災士」活用・防災啓発サポーター事業 1,000 1,000 キ 住民主体の「災害関連死ゼロ！」対策推進事業 2,350 2,600 ④ 危機管理対策費 (14,474) (2,974) 危機管理会議の運営や国民保護体制の整備などのための経費 ア 国民保護訓練費 14,000 2,020 イ 危機管理強化促進事業 474 654 ⑤ 危機管理調整費 (10,000) (10,000) 危機事象発生時において、緊急に必要となる経費に充当するための経費 ⑥ 「未知への挑戦」実装費 (5,000) (0) 新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費	
消防指導費	69,954	71,840	△1,886	97.4	① 給与費 (17,978) (0) ② 消防学校運営費 (51,976) (71,840) 消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施するための経費	
環境衛生費 総務費	413,166	447,796	△34,630	92.3	① 給与費 48人 (413,166) (447,796)	
工鉦業総務費	25,217	26,064	△847	96.8	① 給与費 3人 (25,217) (26,064)	
危機管理 政策課 計	1,472,675	1,486,370 (1,489,890)	△13,695 (△17,215)	99.1 (98.8)		

(注) 令和元年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
防災総務費				%	③ 総合情報通信ネットワークシステム運営費 (133,561) (101,891) 総合情報通信ネットワークシステム等の運営に要する経費 ア 総合情報通信ネットワークシステム運営事業費 132,251 99,731 イ ヘリコプターテレビ伝送中継システム運営事業 1,310 2,160 ④ 南部防災館管理運営費 (12,413) (12,413) 南部防災館の管理運営に要する経費 ⑤ 西部防災館管理運営費 (32,336) (32,336) 西部防災館の管理運営に要する経費	
社会福祉 総務費	59,023	59,024	△1	99.9	① 災害救助法施行費 (59,023) (59,024) 災害救助法に基づき、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための経費	
とくしま ゼロ作戦 課計	783,731	828,109 (871,109)	△44,378 (△87,378)	94.6 (90.0)		

(注) 令和元年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に () 書きで令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

消防保安課
一般会計

(単位：千円)

目名	令和2年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘要	前年度 6月補正後 予算額
			増減 A-B	率		
防災総務費	296,455	215,951	80,504	137.3	① 給与費 (2,652) ② 航空消防防災体制運営費 (293,803) 消防防災ヘリコプターの運航及び管理等に要する経費	(0) (215,951)
消防指導費	30,723	24,847 (28,147)	5,876 (2,576)	123.6 (109.2)	① 消防指導費 (30,723) 各市町村、消防本部及び関係機関に対し、消防活動の充 実強化を図るための指導等に要する経費 ア ⑦「全国女性消防団員活性化徳島大会」開催事業 5,000 イ 地域を守る「消防団」活性化推進事業 5,000 ウ 消防指導事業費 10,553 エ 危険物取扱指導事業費 7,866 オ 火災予防事業 1,688	(28,147) 3,500 8,540 7,981 1,705

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率		
銃砲火薬ガス 等 取 締 費	9,387	9,312	75	100.8	① 給与費 (7,203) ② 銃砲火薬類取締費 (615) 火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費その他の取扱いにつ いて規制・指導し、災害事故及び不正流出を防止し、公共 の安全を確保するための経費 ③ 高圧ガス取締費 (1,569) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費について規 制・指導し、災害事故を防止し、併せて取引の適正化を図 り公共の安全を確保するための経費	(0) (3,077) (6,134)
消防保安課 計	336,565	250,110 (253,410)	86,455 (83,155)	134.6 (132.8)		

(注) 令和元年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

消費者くらし政策課
一般会計

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
消費者行政 推 進 費	267,696	303,570 (305,370)	△35,874 (△37,674)	88.2 (87.7)	① 給与費 (15,265) ② 消費者行政推進費 (252,431) 消費者関係法等に基づく諸施策の推進及び消費者情報センターの運営並びに消費者庁等と連携した消費者施策の推進に要する経費 ア ④ SDGs でつながる消費生活レガシープロジェクト 58,100 イ 消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業 142,021 ウ みんなで守る！安全で安心なくらし推進事業 1,350	(0) (305,370)
諸 費	1,700	1,550	150	109.7	① 生活設計等啓発費 (1,700) 生活設計等啓発事業の効果的な促進を図るための経費	(1,550)
計画調査費	44,100	41,500	2,600	106.3	① 地方創生の深化のための支援費 (44,100) 持続可能な社会を目指した国際的なネットワーク活動を推進するとともに、広く県民も参加できる「国際会議」を開催するための経費 ア ④ 世界に先駆け！ 未来につなぐ消費者行政・消費者教育事業 44,100	(41,500)

(単位 : 千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
運 輸 交 通 対 策 費	17,991	17,390	601	103.5 %	① 給与費 (5,248) ② 交通安全教育推進費 (336) 県民の交通安全意識の高揚を図るため、地域の実情に即した交通安全教育を推進するための経費 ③ 交通安全対策費 (12,307) 交通安全運動の実施、交通マナーの向上の推進、広報活動等により交通事故の防止を図るための経費 ア. ⑧「挙県一致」交通安全推進プロジェクト 5,000 イ 高齢者交通事故防止推進事業 3,900 ④ 交通事故相談所費 (100) 交通事故相談所の運営に要する経費	(0) (2,889) (11,848) 4,300 (2,653)
消費者くらし 政 策 課 計	331,487	364,010 (365,810)	△32,523 (△34,323)	91.1 (90.6)		

(注) 令和元年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に () 書きで令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

安全衛生課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額	
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$			
計画調査費	9,250	9,271	△21	99.8	① 地方創生の深化のための支援費 食品事業者への円滑なHACCP導入を図るための経費や食肉輸出の高度な知識を有する「指名検査員」の養成に要する経費 ア HACCPプロモーション徳島ブランド伸展事業 イ 次世代食肉衛生事業	(9,250) 6,750 2,500	(9,271) 6,750 2,521
予 防 費	184,339	161,698 (167,498)	22,641 (16,841)	114.0 (110.1)	① 給与費 ② 動物愛護管理費 動物愛護管理センターや譲渡交流拠点施設「きずなの里」を拠点とした野犬による危害防止、飼い犬の適正な管理指導及び動物愛護思想の普及啓発に要する経費 ア 動物愛護「きずなの里」プロジェクト事業 イ 動物愛護管理センター管理運営事業 ウ 市町村適正管理推進モデル支援事業 エ 災害救助犬等育成スキルアップ事業 オ 動物由来感染症ネットワークモデル事業	(78,123) (106,216) 4,450 83,859 5,082 4,950 2,340	(0) (167,498) 4,200 143,243 5,050 4,950 4,000

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額					
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$							
食 品 衛 生 指 導 費	286,360	210,154 (239,884)	76,206 (46,476)	136.3 (119.4)	① 給与費	(28,265)	(0)				
					② 食品衛生管理指導費	(72,328)	(72,022)				
					食の安全を確保し、消費者に対する正しい衛生知識を普及するとともに監視指導を行う経費						
					ア 食品衛生管理指導事業費	46,924	59,100				
					イ 食品検査施設のG L P推進対策事業費	22,358	11,275				
					ウ 広域食品衛生監視強化事業費	1,617	1,647				
					③ 乳肉衛生管理指導費	(38,494)	(46,104)				
					乳肉食品の安全性を確保するための検査及び適正な管理指導に要する経費						
					ア 阿波地美栄衛生管理スキルアップ事業	2,341	2,309				
					イ 食鳥検査等指導事業費	5,364	11,674				
					④ 食肉衛生検査所運営費	(126,073)	(96,758)				
					食肉の安全性を確保するための検査体制の整備・維持に要する経費						
					ア 食肉衛生検査所運営費	123,050	93,919				
⑤ 食の安全・安心推進費	(21,200)	(25,000)									
「食の安全・安心」について、事業者の意識向上や消費者の理解を深めるための経費											
ア 食品表示適正化スピードアップ事業	10,000	13,820									
イ 食品関連事業者表示支援事業	4,000	2,480									
ウ 食の安全安心消費者教育プロジェクト全国展開事業	7,200	8,700									

(単位：千円)

目 名	令和2年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額					
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$							
環 境 衛 生 費 指 導 費	405,972	428,917 (433,217)	△22,945 (△27,245)	94.7 (93.7)	① 給与費	(2,663)	(0)				
					② 生活衛生指導助成費	(25,927)	(25,827)				
					生活衛生関係営業の健全化を通じて、その衛生水準の維持・向上を図るための経費						
					ア 生活衛生指導事業費	5,061	5,127				
					イ 生活衛生指導助成事業費	20,066	19,900				
					ウ 生活衛生関係営業者等支援事業	800	800				
					③ 上水道施設整備管理指導費	(377,382)	(407,390)				
					水道事業者に対する指導等を行い、安全で清浄な飲料水の安定的な供給を図るための経費						
ア 生活基盤施設耐震化等交付金	370,000	400,000									
イ 「事前復興」に資する水道広域連携推進事業	4,300	4,300									
安全衛生課計	885,921	810,040 (849,870)	75,881 (36,051)	109.4 (104.2)							
危機管理部計	3,810,379	3,738,639 (3,830,089)	71,740 △19,710	101.9 (99.5)							

(注) 令和元年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

(イ) 特別会計

(単位：千円)

会計名	令和2年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘要	前年度 6月補正後 予算額
			増減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
都市用水 水源費負担金 特別会計	37,201	37,613	△412	98.9	① 早明浦ダム建設事業上水道用水負担金 早明浦ダムに要する経費のうち上水道用水に係る負担金 ② 旧吉野川河口堰建設事業上水道用水負担金 旧吉野川河口堰に要する経費のうち上水道用水に係る負担金	(23,736) (24,051) (13,465) (13,562)
安全衛生課 計	37,201	37,613	△412	98.9		

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正（危機管理政策課）

（改正の理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定める必要がある。

（改正の概要）

圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定めることとする。

（施行期日）

令和2年4月1日から施行する。

イ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正（危機管理政策課）

（改正の理由）

震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るためには、事前復興の推進が重要であることに鑑み、その取組みの一層の促進を図り、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。

(改正の概要)

- (ア) 震災対策は、事前防災、減災及び事前復興を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、県民生活、県民経済及び地域社会を守り、並びに再度災害防止の観点により、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図ることを目指して、実施されなければならないこととする。
- (イ) 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画、地方創生等の様々な視点、震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権並びに地域社会の維持、再生及び育成に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならないこととする。
- (ウ) 県民は、防災研修及び防災訓練に加え、事前復興の取組みへの積極的な参加に努めるものとする。
- (エ) 自主防災組織は、自ら実施する防災研修及び防災訓練に加え、事前復興の取組みを実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する事前復興の取組みへの積極的な参加に努めるものとする。
- (オ) 学校等の設置者等、事業者及び要援護者関連施設の設置者又は管理者は、防災教育等及び防災訓練に加え、事前復興の取組みの実施に努めるものとする。
- (カ) 県は、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための体制を構築するものとする。
- (キ) 県は、特定大規模災害が発生した場合において、政府が復興基本方針を定めた場合、同方針に即して、復興のための施策に関する方針を速やかに定めるものとする。
- (ク) 県は、再度災害防止の観点により、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。
- (ケ) その他所要の整理を行うこととする。

(施行期日)

公布の日から施行する。

ウ 公衆浴場法施行条例の一部改正（安全衛生課）

（改正の理由）

公衆浴場における衛生等管理に関する国の要領が改められたことに鑑み、入浴者の衛生に必要な措置及び公衆浴場の構造設備の基準について所要の改正を行う必要がある。

（改正の概要）

（ア）公衆浴場における入浴者の衛生に必要な措置の基準を改めることとする。

（イ）公衆浴場の構造設備の基準を改めることとする。

（ウ）（イ）について、所要の経過措置を講ずることとする。

（施行期日）

令和2年7月1日から施行する。

エ 食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正（安全衛生課）

（改正の理由）

食品衛生法等の一部が改正され、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

（改正の概要）

（ア）食品衛生法施行条例

食品衛生法施行規則において、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準が定められたことから、食品衛生法施行条例における当該基準を削除する等の改正を行うこととする。

（イ）徳島県食の安全安心推進条例

食品衛生法施行令に規定する営業を行う者に対し適用する基準について、食品衛生法施行条例から食品衛生法施行規則に改める等の改正を行うこととする。

(ウ) 所要の経過措置を講ずることとする。

(施行期日)

令和2年6月1日から施行する。

オ 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（動物愛護管理センター）

(改正の理由)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、動物の適正飼養のための規制が強化されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。

(改正の概要)

(ア) 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、特定動物の飼養又は保管が原則禁止となったこと及び「動物愛護管理担当職員」の位置づけが明確化されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととする。

(イ) 職員の特殊勤務手当に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、登録を取り消された第1種動物取扱業者の飼養施設等への立入検査ができる規定が新たに設けられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととする。

(施行期日)

令和2年6月1日から施行する。